

仕様書

1. 事業名 文化庁の情報発信強化事業

2. 事業目的

現在、文化庁では、政策やイベント情報等を文化庁ウェブサイトや、SNS（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）で発信しているところであるが、政策やイベント等の認知度は必ずしも高いとは言えない。

については、民間業者等が有するノウハウを活用し、より効果的かつ戦略的に情報発信することで、文化庁の知名度向上を目的とする。

3. 事業内容

(1) 発信強化業務

文化庁では、現在以下の情報発信を行っている。

① ウェブサイトやSNS等による発信

- ・文化庁ウェブサイト (<http://www.bunka.go.jp/>)
- ・Web広報誌「文化庁広報誌ぶんかる」(<http://www.bunka.go.jp/prmagazine/>)
- ・ツイッター (https://twitter.com/prmag_bunka)
- ・フェイスブック (<https://ja-jp.facebook.com/bunkacho/>)
- ・ユーチューブ (<https://www.youtube.com/channel/UCE24T0FQaP4jpFgX720e4BQ>)

② 冊子による発信

- ・冊子「我が国の文化政策」（文化庁の施策をまとめたもの、102頁）

(http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/h30_bunka_seisaku/index.html)

※今年度より冊子の印刷・製本をやめ、Web上での掲載のみ

- ・パンフレット「文化庁が変わる」（文化庁を取り巻く旬の情報を年数回配信するもの、6頁）

(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kino_kyoka/pdf/r1402092_08.pdf)

上記①、②の取組状況を調べ、効果や課題を分析した上で、次のア～ウいずれかを提案すること。

- ア. 上記①、②の強化策の提案（すべての媒体について提案する必要はない）
- イ. 上記①、②以外の広報媒体や手法を用いた新たな取組の提案
- ウ. 上記ア、イを組み合わせた取組の提案

※プレスリリースに関しては、リリース強化に向けた取組を別途実施しているため、提案は不要です。

(2) 効果の検証

実施する業務については、目標を定めるとともに効果を検証し、可能な限り定量的に示し報告すること。

(3) その他、事業の実施に付随する一切の業務

4. 委託契約期間

契約締結日から令和2年3月31日

5. 業務の体制

(1) 募集する事業者等（受託者）

受託者は、ウェブサイト及びSNSを含む広報媒体を活用した情報発信業務を行うことのできる事業者とする。

(2) 業務に応じた人員配置

受託者は、この業務に必要な人員を配置し、人員体制を明らかにすること。

6. その他

(1) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切な否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として受託可否を検討すること。

(2) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令等に基づき、文化庁が行う。

(3) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。

(4) 当該事業において、他の委託費・補助金等の支出を受けていないことを条件とする。